

2) 環境アセスメントの実施者

鉄軌道の場合、環境アセスメントの実施者は、原則として対象事業を実施しようとする者が行うこととされている（環境影響評価法3条の2）。

環境影響評価法

第二章 方法書の作成前の手続き

第一節 配慮書

（計画段階配慮事項についての検討）

第三条の二 第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、同号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

第三章 方法書

（方法書の作成）

第五条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときはこれを勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

第四章 環境影響評価の実施等

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条 事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

（参考）環境アセスメントの実施主体例（つくばエクスプレスの事例）

4. 環境アセスメント

環境影響評価法及び主務省令等に基づき、あらかじめ環境影響評価（環境アセスメント）を行う必要がありますが、同時に一体化法による沿線自治体の区画整理・再開発事業も実施されるため、事業者ごとに環境影響評価を行いました。

つくばエクスプレスの建設事業に伴う環境影響評価は、沿線自治体である東京都、埼玉県、千葉県、茨城県の環境影響評価条例、あるいは指針・指導要綱等に基づいて実施し、順次、方法書・準備書・評価書等を作成しました。

環境影響評価の行政手続きおよび説明会等は、東京都と茨城県は事業環境アセスメントとして鉄道事業者である首都圏新都市鉄道株式会社が、埼玉県と千葉県は都市計画環境アセスメントとして土地区画整理事業者であり都市計画決定者である埼玉、千葉の両県がそれぞれ実施しました。

出典：つくばエクスプレス建設物語（平成19年3月成山堂書店刊）

3) 環境アセスメントにおける国の役割

環境影響評価法においては、法3条により国の責務を明確にするとともに、主務大臣についてもそれぞれの事業区分に応じて規定している。

鉄軌道に関しては、その許可、特許の届け出に係る事務を所掌する主任大臣として、鉄道事業法、及び軌道法により国土交通大臣がこれを行うものとされている（環境影響評価法 58 条）。

環境影響評価法

(国等の責務)

第三条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

環境影響評価法

(主務大臣等)

第五十八条 この法律において主務大臣は、次の各号に掲げる事業及び港湾計画の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 第二条第二項第二号イに該当する事業 免許等又は特定届出に係る事務を所掌する主任の大臣

二 第二条第二項第二号ロに該当する事業 交付決定権者の行う決定に係る事務を所掌する主任の大臣

三 第二条第二項第二号ハに該当する事業 法人監督者が行う監督に係る事務を所掌する主任の大臣

四 第二条第二項第二号ニに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣

五 第二条第二項第二号ホに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該事業に係る同号ホの免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出に係る事務を所掌する主任の大臣

六 港湾計画 国土交通大臣

2 この法律において、主務省令とは主務大臣の発する命令（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣府令）とし、主務省令・国土交通省令とは主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）及び国土交通大臣の発する命令（主務大臣が国土交通大臣であるときは、国土交通大臣の発する命令）とする。

鉄道事業法

(許可)

第三条 鉄道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

軌道法

第三条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ経営セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ

鉄軌道に関しては、環境アセスメントの手続において、国土交通大臣（主務大臣かつ免許等を行う者）は、環境の保全についての適正な配慮がなされているか審査を行うこととされている（環境影響評価法 33 条）。また、事業者に対して、配慮書、評価書及び報告書について意見を述べることができ、方法書について技術的な助言を行うことができる（環境影響評価法 3 条の 6、11 条、24 条、38 条の 5）。

環境影響評価法

(定義)

第二条 この法律において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 法律の規定であって政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出（当該届出に係る法律において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。ホにおいて同じ。）が必要とされる事業（ホに掲げるものを除く。）

（主務大臣の意見）

第三条の六 主務大臣は、第三条の四第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条 事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かななければならない。

4 第一項の主務省令は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（免許等を行う者等への送付）

第二十二條 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなければならない。

一 第二条第二項第二号イに該当する対象事業（免許等に係るものに限る。）に係る評価書 当該免許等を行う者

二 第二条第二項第二号イに該当する対象事業（特定届出に係るものに限る。）に係る評価書 当該特定届出の受理を行う者

三 第二条第二項第二号ロに該当する対象事業に係る評価書 交付決定権者

四 第二条第二項第二号ハに該当する対象事業に係る評価書 法人監督者

五 第二条第二項第二号ニに該当する対象事業に係る評価書 第四条第一項第四号に定める者

六 第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る評価書 第四条第一項第五号に定める者
2 前項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣 環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣又は各省大臣を経由して環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

（免許等を行う者等の意見）

第二十四条 第二十二条第一項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、第二十三条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

（免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等）

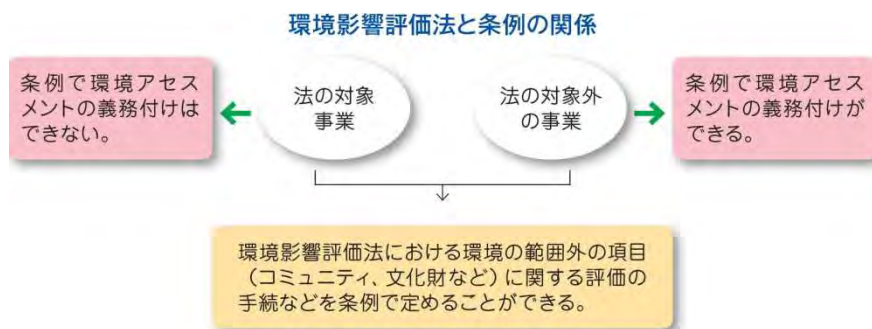
第三十三条 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

（免許等を行う者等の意見）

第三十八条の五 第二十二条第一項各号に定める者は、第三十八条の三第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第三十八条の二第一項に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

4) 地方公共団体の環境アセスメント制度との関係

環境影響評価法では、地方公共団体の環境アセスメント条例との関係についての規定を置き、手続が重複したり、法の手続きの進行が妨げられることのないように配慮している（環境影響評価法61条）。



出典：環境アセスメント制度のあらまし パンフレット（環境省）
<<http://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/index.html>>

図 環境影響評価法と条例の関係

環境影響評価法

（条例との関係）

第六十一条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
- 二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

（地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重）

第六十二条 地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

5) 沖縄県環境影響評価条例における環境アセスメント(※沖縄県案件)

①. 対象事業

沖縄県環境影響評価条例に基づく、対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等の21種類の事業である（沖縄県環境影響評価条例2条2項）。

鉄軌道に関しては、長さ5km以上（特別配慮地域2.5km以上）のものが環境アセスメントを行う事業とされている。このため支線整備ではその路線規模から、県条例による環境アセスメントの対象となることが想定される。

表 沖縄県の環境アセスメントの対象事業一覧

事業の種類	対象規模	
	一般地域	特別配慮地域
1 道路		
一般国道・県道・市町村道・農道	2車線以上・10km以上	2車線以上・5km以上
一般国道・県道・市町村道	4車線以上・7.5～10km	4車線以上・3.75～5km
特別な場合の一般国道等	2車線以上・2km以上	2車線以上・2km以上
林道	車道幅員4m以上・2km以上	車道幅員4m以上・2km以上
2 鉄道・軌道		
普通鉄道・モノレール	長さ5km以上	長さ2.5km以上
新設軌道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
3 ダム・堰・放水路等		
ダム	貯水面積20ha以上	貯水面積10ha以上
堰	湛水面積15ha以上	湛水面積7.5ha以上
放水路	土地改変面積15ha以上	土地改変面積7.5ha以上
砂防ダム	堆砂敷面積5ha以上	堆砂敷面積2.5ha以上
4 発電所の建設		
水力発電所	出力1.5万kW以上	出力0.75万kW以上
火力発電所	出力5万kW以上	出力2.5万kW以上
風力発電所	出力1,500kW以上	出力750kW以上
5 飛行場の建設		
飛行場	すべて	すべて
ヘリポート	滑走路長30m以上	滑走路長15m以上
6 埋立て又は干拓	面積15ha以上	面積7.5ha以上
7 土地区画整理事業	面積30ha以上	面積15ha以上
8 農用地の造成又は改良		
農用地の造成	最大団地の面積20ha以上	最大団地の面積10ha以上
農用地の改良	最大団地の面積80ha以上	最大団地の面積40ha以上
9 工場団地の造成	面積30ha以上	面積15ha以上
10 住宅団地の建設	面積30ha以上	面積15ha以上
11 ゴルフ場の建設	面積20ha以上	面積10ha以上
12 スポーツ・レクリエーション施設	面積20ha以上	面積10ha以上
13 廃棄物処理施設		
廃棄物焼却施設	処理能力50t/日以上	処理能力25t/日以上
PCB焼却施設	すべて	すべて
し尿処理施設	処理能力50kL/日以上	処理能力25kL/日以上
最終処分場	埋立面積10ha以上	埋立面積5ha以上
14 下水道終末処理場	計画下水量4万m ³ /日以上	計画下水量2万m ³ /日以上
15 工場・事業場	排出ガス量10万m ³ /h以上 排出水量5,000m ³ /日以上	排出ガス量5万m ³ /h以上 排出水量2,500m ³ /日以上
16 畜産農業施設の建設		
豚房施設	豚房面積5,000m ² 以上	豚房面積2,500m ² 以上
牛房施設	牛房面積5,000m ² 以上	牛房面積2,500m ² 以上
17 土石又は砂利の採取	採取面積10ha以上	採取面積5ha以上
18 鉱物の掘採の事業	掘採面積10ha以上	掘採面積5ha以上
19 防波堤の建設又は改良	堤長1,000m以上	堤長500m以上
20 養殖場の建設	面積15ha以上	面積7.5ha以上
○ 港湾計画	埋立・掘込み面積の合計150ha以上	

注1 「特別配慮地域」とは、国立公園特別地域等の自然環境保全上、特に配慮が必要な地域をいう。

出典：沖縄県環境影響評価条例のあらまし パンフレット（沖縄県）
 <<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seisaku/hyoka/assess.html>>

②. 沖縄県環境影響評価条例の特徴

沖縄県は日本で唯一の亜熱帯性多雨気候の島しょからなり、貴重な動植物種が生息・生育するなど、特殊な生態系を有している一方で、島しょ性という自然環境は、せい弱で環境容量が小さく、開発等により大きな影響を受けることが懸念されている。このような自然環境等の県土の特性を考慮して、条例に基づく環境影響評価手続に次のような特徴がある。

- 「特別配慮地域」を設定し、一般の地域より小規模なものから環境影響評価の対象としている。
- 他の都道府県では環境影響評価の対象事業となっていないものを対象事業として設定している。（砂防ダム、防波堤、養殖場の建設等）
- 環境影響評価の対象となる環境要素に、「赤土等による水の濁り」、「歴史的・文化的環境」を盛り込んでいる。

③. 配慮書手続における沖縄県独自の規定

配慮書手続は、平成 25 年度から新たに設けられた手続であり、事業への早期段階における環境配慮を可能にすることを目的にしたものである。

沖縄県の配慮書手続において次の 2 つの独自手続が規定されている。

- ① 配慮書手続における説明会の開催
- ② 位置等の選定結果の公表

Topic 3 配慮書手続における本県独自の規定について


本県においては、環境影響評価法にはない独自の手続として、次の規定を設けています。

配慮書手続における説明会の開催

住民等が配慮書等について意見を述べる場合には、その内容や事業者の考え方について理解を深めた上で行うことが、より良い環境配慮を行うことにつながります。

そこで、本県においては配慮書手続において事業者が住民等への説明会を開催することを定めています。

この事業の目的は、…
～～～です。
そこで、次のA～C案について検討しました。

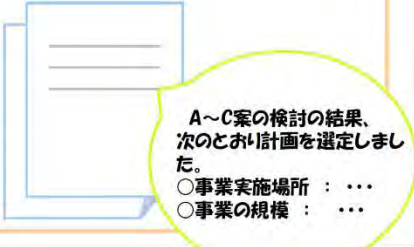


位置等の選定結果の公表

配慮書手続における検討の結果は方法書段階でも示されることになっていますが、配慮書についても意見がどのように事業計画に反映されているかを環境影響評価手続の各段階ごとにきちんと確認できるよう、配慮書手続の検討の結果（事業の位置・規模や構造・配置等の選定結果等）を公表することを定めています。

A～C案の検討の結果、次のとおり計画を選定しました。

- 事業実施場所：…
- 事業の規模：…



出典：沖縄県環境影響評価条例のあらまし パンフレット（沖縄県）

<<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seisaku/hyoka/assess.html>>

図 配慮書手続における沖縄県独自の規定

(2) 環境アセスメントの実施期間の検討

1) 環境アセスメントの流れ(※環境省案件)

環境アセスメントは、「計画段階の環境配慮(配慮書)」、「環境アセスメント方法の決定(スコーピング)」、「環境アセスメントの実施」、「環境アセスメントの結果についての意見を聴く手続(準備書)(評価書)」、「環境アセスメントの結果の事業への反映」、「環境保全措置等の結果の報告・公表(報告書)」の流れで進められる。

それぞれの概要は以下に示すとおりである。

①. 計画段階の環境配慮(配慮書)

事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第一種事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果を配慮書としてまとめる(環境影響評価法3条の3)。

環境影響評価法

(配慮書の作成等)

第三条の三 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

- 一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 第一種事業の目的及び内容
- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他環境省令で定める事項

②. 環境アセスメント方法の決定(スコーピング)

事業者は環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を「環境影響評価方法書」(方法書)として作成し、都道府県知事、市町村長、一般の方々からの意見等を踏まえて環境アセスメントの方法を決定する(環境影響評価法5条)。

環境影響評価法

(方法書の作成)

第五条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときはこれを勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項(配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の目的及び内容
- 三 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
- 四 第三条の三第一項第四号に掲げる事項
- 五 第三条の六の主務大臣の意見
- 六 前号の意見についての事業者の見解
- 七 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定され

ていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
八 その他環境省令で定める事項

③. 環境アセスメントの実施

事業者は選定された項目や方法に基づいて、調査・予測・評価を実施する。この検討と並行して、環境保全のための対策を検討し、この対策がとられた場合における環境影響について総合的に評価を行う（環境影響評価法 12 条）。

環境影響評価法

（環境影響評価の実施）

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

④. 環境アセスメントの結果についての意見を聴く手続(準備書)(評価書)

事業者は調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた「環境影響評価準備書」（準備書）を作成し、都道府県知事や市町村長に送付するとともに一般に公表し、意見を求める（環境影響評価法 14 条）。

事業者は準備書に対する都道府県知事等からの意見の内容について検討を行い、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「環境影響評価書」（評価書）を作成し、環境大臣等の意見を踏まえ、最終的に評価書を確定させる（環境影響評価法 21 条）。

環境影響評価法

（準備書の作成）

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- 一 第五条第一項第一号から第六号までに掲げる事項
- 二 第八条第一項の意見の概要
- 三 第十条第一項の都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容
- 七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
 - ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
 - ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
 - ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 九 その他環境省令で定める事項

環境影響評価法

(評価書の作成)

第二十一条 事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。）同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）次項及び次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるもの以外のもの第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。）を、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

一 第十四条第一項各号に掲げる事項

二 第十八条第一項の意見の概要

三 前条第一項の関係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

⑤. 環境アセスメントの結果の事業への反映

評価書が確定したら、公告・縦覧を経て実際の事業計画に反映を行う（環境影響評価法 38 条）。

環境影響評価法

(事業者の環境の保全の配慮等)

第三十八条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

2 この章の規定による環境の保全に関する審査を行うべき者が事業者の地位を兼ねる場合には、当該審査を行うべき者は、当該審査に係る業務に従事するその者の職員を当該事業の実施に係る業務に従事させないように努めなければならない。

⑥. 環境保全措置等の結果の報告・公表(報告書)

事業者は工事中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、工事終了後に図書にまとめ、報告・公表を行う（環境影響評価法 38 条の 2）。

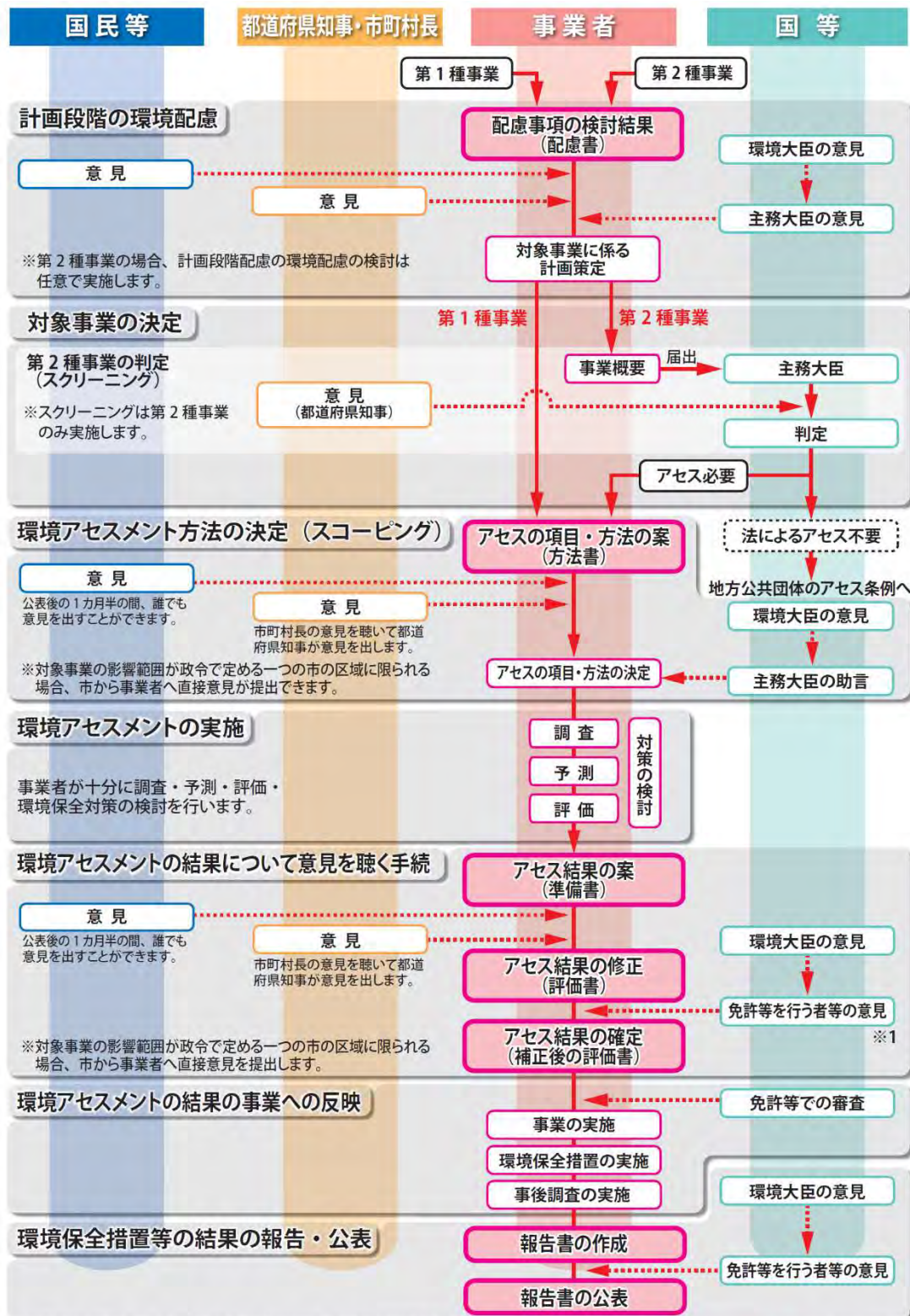
環境影響評価法

(環境保全措置等の報告等)

第三十八条の二 第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者）は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、第十四条第一項第七号ロに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして環境省令で定めるものに限る。）、同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたものに係る報告書（以下「報告書」という。）を作成しな

ければならない。

- 2 前項の主務省令は、報告書の作成に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。
- 3 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。



※1:「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。

→ 手続の主な流れ 手続への関わり

出典：環境アセスメント制度のあらまし パンフレット（環境省）
 <<http://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/index.html>>

図 環境アセスメントの手続の流れ

2) 鉄軌道整備に係わる環境アセスメントの留意点

鉄軌道の場合、環境アセスメントの実施者は、原則として対象事業を実施しようとする者が行い、「鉄道事業法による鉄道及び軌道法による軌道の建設及び改良の事業」に関しては、長さ10km以上のものは必ず環境アセスメントを行う事業とされている（環境影響評価法施行令第一条別表第一、10km～7.5kmは環境アセスメントを個別に実施するかどうか判断）。

また、沖縄県内の鉄軌道整備に関しては、沖縄県環境影響評価条例により、長さ5km以上（特別配慮地域2.5km以上）のものが環境アセスメントを行う事業とされている。このため支線整備ではその路線規模に応じて、沖縄県条例による環境アセスメントの対象となることが想定される。

環境アセスメントは、「計画段階の環境配慮（配慮書）」、「環境アセスメント方法の決定（スコーピング）」、「環境アセスメントの実施」、「環境アセスメントの結果についての意見を聴く手続（準備書）（評価書）」、「環境アセスメントの結果の事業への反映」、「環境保全措置等の結果の報告・公表（報告書）」の流れで進められる。

特に沖縄県内の鉄軌道整備に関しては、配慮書段階の手続きにおいて沖縄県環境影響評価条例に次の2つの独自手続きが規定されており、実施に際してはこれらの部分に留意して進める必要がある。

- ① 配慮書手続きにおける説明会の開催
- ② 位置等の選定結果の公表

7.2.4 平成 28 年度調査のまとめ

平成 28 年度調査では、支線整備に関する基本的な法制度について研究するとともに、鉄軌道の整備による既存交通事業者の影響への対応については先行事例の研究から、規制緩和以降その他事業者への対応の枠組みが大きく変化していることが明らかになった。また、環境アセスメントの実施期間等については、本線だけでなく支線についても路線長によってはアセスメント対象となり、沖縄県においては配慮書（初期）段階に独自手続きが規定されており、実施に際してはこれらの部分に留意して進める必要がある。

鉄軌道に関する制度については、本線、支線ともに事業実施上の制度等に関する課題やその事業スキーム等に関し、研究を要する課題が依然多く残されていることから、引き続き更に研究を行う。